

## 群馬東部水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年7月9日

群馬東部水道企業団	監査委員	高橋	嘉一郎
群馬東部水道企業団	監査委員	杉山	英行
群馬東部水道企業団	監査委員	黒田	重利

### 記

- 1 監査の基準 群馬東部水道企業団監査基準
- 2 監査対象 総務課、企画課、工務課、庁舎建設室、館林支所、みどり支所
- 3 監査対象事項 財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理状況  
(対象期間：令和5年4月1日から令和5年12月31日まで)
- 4 監査の方法  
監査対象事項について、所属長及び関係職員から説明を求め、関係諸帳簿を調査するとともに、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ能率的に行われているかを主眼に監査を実施した。
- 5 監査期間 令和6年1月16日から令和6年2月19日まで
- 6 監査の結果  
財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理状況について、概ね適正に執行されていると認められた。  
なお、一部に改善を要する事項が見受けられたので、該当の所属長に対し再発防止を指示した。
- 7 意見  
改善事項とその対応について、各職場内へ広め、改善を図って欲しい。  
適切に管路、施設の更新を行い、今後も健全な水道事業運営を続けていくために適正な収益率の確保に努めて欲しい。